資料2-1 大気汚染に係る環境基準

具作 4	八州八木にかる旅苑至午		
物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間 値が0.1ppm以下であること。	昭和 44 年 2 月 (昭和 48 年 5 月改定)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1 時間 値の8時間平均値が20ppm以 下であること。	昭和 45 年 2 月	非分散型赤外分光計を用いる方法
浮遊粒子状 物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。	昭和 47 年 1 月	濾過捕集による重量濃度測定方法 又はこの方法によって測定された 重量濃度と直線的な関係を有する 量が得られる光散乱法、圧電天び ん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06ppm までのゾーン 内又はそれ以下であること。	昭和 48 年 5 月 (昭和 53 年 7 月改定)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度 法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1 時間値が、0.06ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月	中性ョウ化カリウム溶液を用いる 吸光光度法若しくは電量法、紫外 線吸収法又はエチレンを用いる化 学発光法
微小粒子状 物質	1年平均値が 15 μ g/m³以下であり、かつ、1日平均値が 35 μ g/m³以下であること。	平成 21 年 9 月	フィルター捕集ー質量法によって 測定された質量濃度と等価な値が 得られると認められる自動測定法

- 備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm以下のものをいう。
  - 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
  - 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
  - 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に残される粒子をいう。

資料2-2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

ロロハハロオが良いハハコ木で		
環境上の条件	設定年月	測定方法
1年平均値が 0.003mg/m³以 下であること。	平成9年2月	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
1年平均値が 0.2mg/m³以下 であること。	平成9年2月	同上
1年平均値が 0.2mg/m³以下 であること。	平成9年2月	同上
1年平均値が 0.15mg/m³以下 であること。	平成 13 年 4 月	同上
	環境上の条件 1年平均値が 0.003mg/m³以下であること。 1年平均値が 0.2mg/m³以下であること。 1年平均値が 0.2mg/m³以下であること。 1年平均値が 0.15mg/m³以下であること。	1年平均値が 0.003mg/m³以 平成9年2月 下であること。 1年平均値が 0.2mg/m³以下 平成9年2月 であること。 1年平均値が 0.2mg/m³以下 平成9年2月 であること。 1年平均値が 0.15mg/m³以下 平成13年4月

備考 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については 適用しない。

資料2-3 環境基準による大気汚染の評価方法

ill. EE	環境基準	準による評価方法
物質	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppm を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状 物質	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が 0.10mg/m³以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.10mg/m³を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。

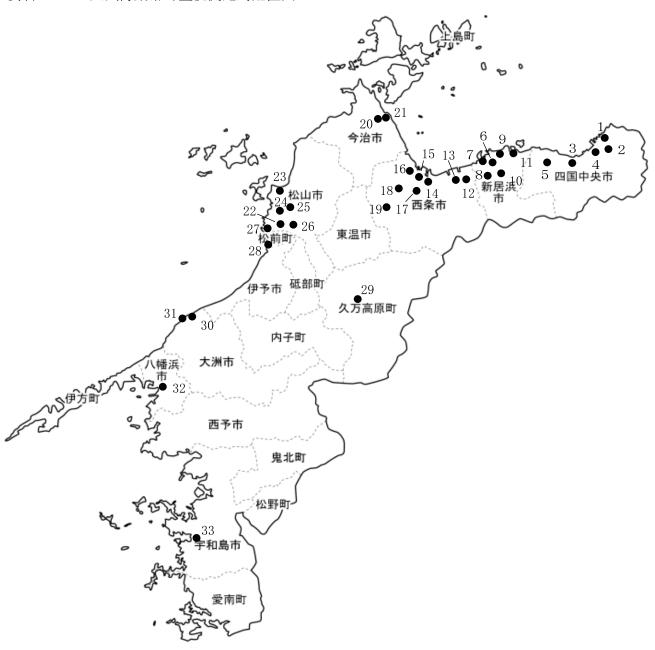
- 備考 1 短期的評価は、測定を行った日又は時間について評価する。
  - 2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期的に観察して評価する。 なお、年間の測定時間が 6,000 時間以上の場合を対象とする。
  - 3 日平均値の評価は、20時間以上測定の日(有効測定日)を対象とする。
  - 4 日平均値の2%除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した残りの日平均値の最高値をいう。(365日分の日平均値の場合は、365日の2%に当たる7日分(小数点以下四捨五入)を除外後の最高値であり、365日分の日平均値の高い方から8番目の値となる。)

物質	環境基準による評価方法
光化学オキ シダント	昼間 (5時~20時) の時間帯において、1時間値が 0.06ppm 以下であれば環境基準 達成である。
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。
微小粒子状 物質	年平均値が $15\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であり、かつ、日平均値の年間 $98\%値が 35\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であれば環境基準達成である。

備考 二酸化窒素及び微小粒子状物質については、年間の測定時間が 6,000 時間以上の場合に評価を行い、日平均値の年間 98%値とは、年間に得られた日平均値(20 時間以上測定の日を対象とする。)の低い方から 98%に相当する日平均値をいう。(365 日分の日平均値の場合は、365 日の 98%に当たる 358 日分(小数点以下四捨五入)の日平均値の最高値であり、356 日分の日平均値の低い方から 358 番目の値となる。)

また、微小粒子状物質に係る年平均値とは、年間に得られた日平均値(20時間以上測定の日を対象とする。)の総和を測定日数で除した値をいう。

資料2-4 大気汚染常時監視測定局配置図



地域	市町	測定局
	四国中央市	1 吉祥院 2 川之江 3 寒川 4 伊予三島 5 土居
     東予地域	新居浜市	6 金子 7 新居浜工校 8 中村 9 高津 10 泉川 11 多喜浜
来了地域	西条市	12 飯岡 13 西条 14 禎瑞 15 広江 16 東予 17 石根 18 丹原 19 来見
	今治市	20 今治 21 今治旭
中予地域	松山市	22 富久町 23 和気 24 味生 25 本町消防 26 朝生田 27 垣生小学校
十 / 地域	松前町	28 松前
	久万高原町	29 久万高原
	大洲市	30 大屋 31 港務所
南予地域	八幡浜市	32 八幡浜
	宇和島市	33 宇和島

資料 2-5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町	番号	測定局名	項目数	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	風向	風速	温度	湿度	日射量	気圧	一酸化蜜素	二酸化蜜素	オキシダント	総炭化水素	メタン	非メタン鉄化水素	一酸化炭素	PM2.5	テレメータ接続
	1	吉祥院	4	0	0	0	0													0
	2	川之江	11	Δ	Δ	0	0					0	0	0	0	0	0		0	0
四国中央市	3	寒川	4	Δ	Δ	Δ	Δ													0
	4	伊予三島	8	0	0	0	0					0	0	0					0	0
	5	土居	4	0	0	0	0													0
	6	金子	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	7	新居浜工高	4	0	0	0	0									***************************************				0
新居浜市	8	中村	9	0	0	0	0					0	0	0				0	0	0
W11/C1 (54.11)	9	高津	10	Δ	Δ	Δ	Δ		***************************************			Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			0
	10	泉川	8			Δ	Δ					Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			0
	11	多喜浜	4	Δ	Δ	Δ	Δ													0
	12	飯岡	4	0	0	0	0													0
	13	西条	11	0	0	0	0		***************************************			0	0	0	0	0	0		0	0
	14	禎瑞	4	Δ	Δ	Δ	Δ													0
西条市	15	広江	4	Δ	Δ	Δ	Δ													0
maket.	16	東予	8	0	0	0	0					0	0	0					0	0
	17	石根	4	0	0	0	0													0
	18	丹原	4	0	0	0	0													0
	19	来見	4	Δ	Δ	Δ	Δ													0
今治市	20	今治旭	1																0	0
	21	今治	1	Δ																
	22	富久町	11	Δ	Δ	Δ	Δ					Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		Δ	Δ
	23	和気	7	Δ	Δ	Δ	Δ					Δ	Δ						Δ	Δ
松山市	24	味生	7	Δ	Δ	Δ	Δ					Δ	Δ						Δ	Δ
	25	本町消防	1															Δ		Δ
	26	垣生小学校	12	Δ	Δ	Δ	Δ					Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
	27	朝生田	12	Δ	Δ	Δ	Δ					Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
松前町	28	松前	3			0	0												0	0
久万高原町		久万高原	1																0	0
大洲市	30	大屋	5	0	0	0	0												0	0
	31	港務所	4	Δ	Δ	Δ	Δ													<u> </u>
八幡浜市	32	八幡浜	1																0	0
宇和島市	33	宇和島	1																0	0
W.O. III PR.III	合計	-iog.pg	191	26	25	27	27	1	1	1	1	13	13	11	8	8	8	4	17	31

※○:県設置、△:市設置 ※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は、平成26年2月1日から運用開始

資料 2-6 二酸化硫黄測定結果 (平成 28 年度)

市町名	測定局	令別表 第3の 区分	用途地域	有 効 測定日数	測定時間	年平均値	1時間値か 0. 1ppmを 超えた時間 とその割む	数	日平均 0.04p 超えた その	pmを 日数と	1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
				(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(目)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×·無○)	(目)
	吉祥院	86	商	365	8732	0.005	0	0.0	0	0.0	0.024	0.009	0	0
	川之江	86	未	363	8688	0.002	0	0.0	0	0.0	0.018	0.005	0	0
四国中央市	寒川	86	未	202	4820	0.001	0	0.0	0	0.0	0. 011	0.003	0	0
	伊予三島	86	住	364	8673	0.002	0	0.0	0	0.0	0.015	0.005	0	0
	土居	100	未	362	8676	0.003	0	0.0	0	0.0	0.018	0.007	0	0
	金子	85	住	365	8732	0.007	0	0.0	0	0.0	0.030	0.011	0	0
	新居浜工高	85	住	363	8715	0.006	0	0.0	0	0.0	0.045	0.013	0	0
新居浜市	中村	85	未	364	8661	0.002	0	0.0	0	0.0	0.046	0.006	0	0
	高津	85	未	365	8670	0.002	0	0.0	0	0.0	0.016	0.004	0	0
	多喜浜	85	住	365	8723	0.006	0	0.0	0	0.0	0.043	0.022	0	0
	飯岡	85	未	365	8673	0.002	0	0.0	0	0.0	0.033	0.007	0	0
	西条	85	住	365	8676	0.003	0	0.0	0	0.0	0.040	0.007	0	0
	禎瑞	85	他	365	8730	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.009	0	0
西条市	広江	87	未	363	8676	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.011	0	0
四米川	東予	87	住	361	8705	0.004	0	0.0	0	0.0	0.023	0.008	0	0
	石根	87	未	365	8655	0.002	0	0.0	0	0.0	0.021	0.005	0	0
	丹原	100	未	364	8712	0.003	0	0.0	0	0.0	0.023	0.007	0	0
	来見	100	未	365	8726	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0.008	0	0
今治市	今治	84-2	住	343	8233	0.004	0	0.0	0	0.0	0.021	0.009	0	0
	富久町	84	未	357	8592	0.002	0	0.0	0	0.0	0.043	0.006	0	0
	和気	84	未	360	8601	0.002	0	0.0	0	0.0	0.031	0.007	0	0
松山市	味生	84	住	363	8627	0.004	0	0.0	0	0.0	0.076	0.012	0	0
	朝生田	84	商	357	8580	0.002	0	0.0	0	0.0	0.043	0.006	0	0
	垣生小学校	84	準工	351	8532	0.004	1	0.0	0	0.0	0.117	0.010	0	0
大洲市	大屋	100	未	363	8697	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.006	0	0
人們印	港務所	100	未	364	8750	0.006	0	0.0	0	0.0	0.050	0.011	0	0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料2-7 一酸化炭素測定結果(平成28年度)

市町名	地		有 効 測定日数	測定時間		8時間値か 超えた回 割	数とその		日数とそ	なったことだ		1時間値の 最高値		日平均値が10ppmを超え た日が2日以上連続した ことの有無	
		域	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
新居浜市	中村	未	365	8692	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.5	0.7	0	0
	本町消防	商	362	8632	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1. 7	0.6	0	0
松山市	朝生田	商	307	7477	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2. 4	0.9	0	0
	垣生小学校	準工	299	7401	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1. 2	0.6	0	0

資料2-8 浮遊粒子状物質測定結果(平成28年度)

市町名	測定局	用途地	有 効 測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が m <sup>3</sup> を超 数とそ	えた時間	日平均値が <sup>3</sup> を超えた の書	こ日数とそ	1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日 数
		城	(日)	(時間)	$(mg/m^3)$	(時間)	(%)	(目)	(%)	$(mg/m^3)$	$(mg/m^3)$	(有×・無○)	(目)
	吉祥院	商	365	8728	0.026	0	0.0	0	0.0	0.137	0.048	0	0
	川之江	未	362	8691	0.031	0	0.0	0	0.0	0.183	0.063	0	0
四国中央市	寒川	未	228	5480	0.022	0	0.0	0	0.0	0.170	0.056	0	0
	伊予三島	住	365	8729	0.021	0	0.0	0	0.0	0.103	0.045	0	0
	土居	未	362	8696	0.021	0	0.0	0	0.0	0.150	0.048	0	0
	金子	住	364	8720	0.032	1	0.0	0	0.0	0. 231	0.062	0	0
	新居浜工高	住	365	8710	0.024	0	0.0	0	0.0	0.143	0.059	0	0
新居浜市	中村	未	348	8491	0.024	1	0.0	0	0.0	0. 220	0.058	0	0
	高津	未	365	8727	0.020	0	0.0	0	0.0	0.175	0.043	0	0
	多喜浜	住	365	8728	0.024	0	0.0	0	0.0	0.178	0.047	0	0
	飯岡	未	365	8728	0.024	0	0.0	0	0.0	0.114	0.055	0	0
	西条	住	365	8724	0.031	0	0.0	0	0.0	0.143	0.053	0	0
	禎瑞	他	360	8636	0.015	0	0.0	0	0.0	0.170	0.040	0	0
西条市	広江	未	364	8667	0.023	0	0.0	0	0.0	0.130	0.061	0	0
四木巾	東予	住	361	8697	0.021	0	0.0	0	0.0	0.118	0.052	0	0
	石根	未	275	6802	0.026	0	0.0	0	0.0	0.160	0.049	0	0
	丹原	未	359	8643	0.025	0	0.0	0	0.0	0.144	0.067	0	0
	来見	未	365	8725	0.014	0	0.0	0	0.0	0.112	0.035	0	0
	富久町	未	358	8640	0.019	0	0.0	0	0.0	0.079	0.046	0	0
	和気	未	361	8654	0.023	0	0.0	0	0.0	0.111	0.056	0	0
松山市	味生	住	363	8673	0.021	0	0.0	0	0.0	0.162	0.046	0	0
	朝生田	商	358	8626	0.019	0	0.0	0	0.0	0.131	0.045	0	0
	垣生小学校	準工	355	8618	0.018	0	0.0	0	0.0	0.109	0.041	0	0
大洲市	大屋	未	360	8644	0.021	0	0.0	0	0.0	0.103	0.042	0	0
八仞巾	港務所	未	363	8729	0.015	0	0.0	0	0.0	0.150	0.037	0	0

<sup>「</sup>環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料2-9 窒素酸化物測定結果(平成28年度)

				一酸	化窒素	(NO)						<u>_</u> E	酸化窒	医素	(NO <sub>2</sub> )					窒	素酸化	物(NO	) <sub>x</sub> )
市名	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値	年平均値	1時間 値の最 高値	1時間 0.2pp えた申 とその	mを超 時間数	1時間 0.1pp 0.2pp の時間 その	m以上 m以下 引数と	日平均 0.06p 超えが とその	ppmを こ日数	日平均 0.04g 上0.( 以下の とその	opm以 06ppm 0日数	日平均 値の年 間98% 値	98%値評 価によ均値 が 0.06ppm を超数 日数	年平均値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値	年 平均 値 NO <sub>2</sub> /
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
四国中央市	川之江	未	364	8659	0.003	0.040	0.009	0.012	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.014	0.077	0.026	81. 2
四国中天巾	伊予三島	住	362	8649	0.002	0.079	0.009	0.011	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.012	0. 108	0.029	85. 2
	金子	住	363	8653	0.002	0.054	0.005	0.011	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	0.013	0.080	0.026	85. 9
de to se du	中村	未	363	8653	0.003	0.055	0.010	0.013	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	0.016	0.076	0. 031	80. 4
新居浜市	高津	未	355	8491	0.001	0. 038	0.005	0.009	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	0.011	0. 086	0.023	88. 1
	泉川	住	360	8619	0.002	0.055	0.009	0.013	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	0.015	0.094	0. 033	83. 6
## ±	西条	住	361	8633	0.002	0.056	0.009	0.010	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0	0.013	0.081	0.028	82. 7
西条市	東予	住	362	8652	0.001	0.048	0.005	0.006	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0	0.007	0.066	0.018	84.0
	富久町	未	355	8551	0.002	0.097	0.007	0.010	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.012	0. 128	0.026	83. 0
	和気	未	363	8631	0.003	0.119	0.015	0.009	0.056	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0	0.012	0.160	0.034	71.9
松山市	味生	住	359	8586	0.002	0.060	0.009	0.011	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	0.013	0.086	0.029	83. 3
	朝生田	商	354	8540	0.009	0.098	0.022	0.014	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	0.023	0.134	0.044	62. 3
	垣生小学校	準工	351	8536	0.001	0.052	0.006	0.010	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.012	0.084	0. 029	87. 7

備考 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

資料 2-10 光化学オキシダント測定結果(平成 28 年度)

市町名	測定局	用途地域	昼 間 測定日数	昼 間 測定時間	昼間の1 時間値の 年平均値	0.06ppm	時間値が を超えた の時間数	昼間の1F 0.12ppm <sup>2</sup> 日数とそ		昼間の 1時間値 の最高値	昼間の 日最高1 時間値の 年平均値
			(目)	(時間)	(ppm)	(目)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
mentat	川之江	未	362	5362	0.030	80	315	0	0	0.099	0.048
四国中央市	伊予三島	住	365	5417	0.034	99	505	0	0	0.114	0.051
	金子	住	362	5395	0.034	94	524	0	0	0.110	0.050
新居浜市	中村	未	365	5421	0.027	51	207	0	0	0.086	0.043
利冶供印	高津	未	362	5380	0.035	97	508	0	0	0.104	0.051
	泉川	住	201	2951	0.040	74	424	0	0	0. 105	0.058
西条市	西条	住	364	5415	0.033	78	406	0	0	0.103	0.049
四米川	東予	住	364	5418	0.036	101	535	0	0	0.112	0.052
	富久町	未	364	5350	0.030	57	248	0	0	0.092	0.043
松山市	朝生田	商	364	5326	0.030	72	384	0	0	0. 098	0.045
	垣生小学校	準工	365	5351	0.030	64	294	0	0	0.094	0.044

資料 2-11 微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果 (平成 28 年度)

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値 の年間 98%値	日平均値が を超えた日 割合	
			(日)	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	(日)	(%)
四国中央市	川之江	未	364	15. 2	32. 7	4	1.1
	伊予三島	住	362	15. 9	32.0	4	1. 1
新居浜市	金子	住	356	16. 4	33.3	6	1.7
利否供用	中村	未	364	14. 5	30.9	4	1. 1
<b>亚</b> 冬 士	西条	住	361	15. 9	33. 1	4	1. 1
西条市	東予	住	363	16.7	36. 5	12	3.3
今治市	今治旭	商	362	14. 7	31.0	4	1. 1
	富久町	未	357	16. 1	33. 1	4	1.1
	和気	未	361	16. 0	34. 1	5	1.4
松山市	味生	住	361	17.0	37. 9	10	2.8
	朝生田	商	358	15. 6	30.8	3	0.8
	垣生小学校	準工	352	15. 4	32. 9	2	0.6
松前町	松前	未	364	13. 3	30.0	1	0.3
久万高原町	久万高原	他	363	7.4	18.3	0	0.0
大洲市	大屋	未	364	13. 6	30. 2	2	0.5
八幡浜市	八幡浜	商	363	10.9	23. 7	0	0.0
宇和島市	宇和島	住	362	10.2	23.8	1	0.3

※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は、平成26年2月1日から運用開始

資料2-12 非メタン炭化水素測定結果(平成28年度)

		湘山	測空時期	年平均値	6~9時 における 年平均値	6~9時 測定日数	6~9時 3時間平均値		6~9時 3時間平均値が		6~9時 3時間平均値が	
市町名	測定局	用途地域	战人				最高値	最低值	0.20ppmC 日数とそ	を超えた その割合		を超えた その割合
			(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
四国中央市	川之江	未	8340	0.08	0.08	347	0.34	0.00	6	1.7	1	0.3
	金子	住	8620	0.14	0.16	362	0.51	0.02	85	23. 5	15	4. 1
新居浜市	高津	未	7266	0.10	0.10	305	0.77	0.01	6	2.0	1	0.3
	泉川	住	8498	0.13	0.15	357	0.49	0.04	63	17. 6	2	0.6
西条市	西条	住	8598	0.08	0.06	360	0.37	0.00	6	1.7	2	0.6
	富久町	未	8629	0.10	0.10	357	0.30	0.01	8	2. 2	0	0.0
松山市	朝生田	商	8593	0.11	0.14	352	0.42	0.04	36	10.2	5	1.4
	垣生小学校	準工	8646	0.09	0.11	362	0.34	0.02	10	2.8	1	0.3

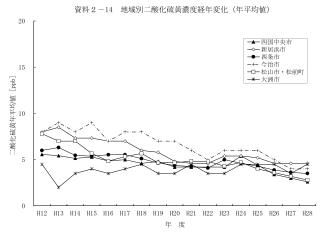
表 2-13 微小粒子状物質(PM2.5)成分分析結果(平成28年度)

地	点		į	新居浜市					宇和島市	ĵ	
季	節	春	夏	秋	冬	年平均	春	夏	秋	冬	年平均
質量濃度(	$\mu \text{ g/m}^3$ )	20.6	13.9	14.2	13.9	15.7	12.7	9.9	11.2	11.9	11.4
	C1	0.044	0.014	0.023	0.14	0.055	0.0075	_	0.010	0.030	0.016
	$NO_3^-$	1.1	0.082	0.61	2.4	1.0	0.087	0.013	0.037	0.41	0.14
	$S0_4^{2-}$	5.3	7.5	3.7	4.5	5.3	3.4	2.9	2.6	4.0	3.2
イオン成分	Na <sup>+</sup>	0.12	0.11	0.11	0.12	0.12	0.10	0.012	0.015	0.083	0.053
$(\mu \text{ g/m}^3)$	$\mathrm{NH_4}^+$	2.2	2.7	1.5	2.2	2.2	1.3	1.0	0.96	1.4	1.2
	K <sup>+</sup>	0.14	0.14	0.10	0.13	0.13	0.064	0.10	0.047	0.14	0.087
	${\rm Mg}^{2+}$	0.033	0.017	0.012	0.012	0.019	0.025	0.0090	0.0031	0.010	0.012
	Ca <sup>2+</sup>	0.10	0.051	0.037	0.030	0.054	0.043	0.026	0.019	0.021	0.027
	Na	110	35	130	89	91	67	30	59	75	58
	A1	76	34	55	40	51	28	13	21	25	22
	K	150	86	130	130	120	60	84	66	140	88
	Ca	46	30	42	37	39	14	18	17	20	17
	Sc	0.025		_	_	0.025	_	_	0.022	_	0.022
	Ti	6.1	1.8	4.3	3.1	3.8	2.2	0.73	1.6	1.8	1.6
	V	10	9.6	3.5	2.9	6.5	4.3	2.8	2.7	1.8	2.9
	Cr	1.6	0.64	1.1	1.3	1.2	0.48	0.51	0.55	0.49	0.51
	Mn	14	5.0	9.6	7.0	8.9	2.4	1.2	2.9	2.9	2.4
	Fe	160	66	110	98	110	43	23	48	39	38
	Со	0.16	0.049	0.071	0.083	0.091	0.031	0.043	0.030	0.033	0.034
	Ni	5.2	2.8	1.5	1.9	2.9	1.7	0.71	0.82	0.53	0.94
	Cu	9.4	6.0	3.7	5.1	6.1	1.3	1.7	0.91	1.4	1.3
無機元素	Zn	45	14	34	25	30	12	7.5	13	14	12
$(ng/m^3)$	As	9.7	3.0	4.3	4.0	5.3	0.88	1.0	1.4	1.2	1.1
	Se	1.8	1.2	1.8	1.6	1.6	0.33	0.52	0.76	0.77	0.60
	Rb	0.43	0.17	0.38	0.40	0.35	0.17	0.13	0.21	0.32	0.21
	Мо	2.2	0.87	0.87	1.2	1.3	0.20	0.18	0.31	0.24	0.23
	Sb	0.95	0.74	0.66	3.6	1.5	0.25	0.47	0.39	0.49	0.40
	Cs	0.15	0.052	0.066	0.11	0.095	0.032	0.033	0.047	0.041	0.038
	Ba	6.0	2.2	7.2	3.8	4.8	3.1	4.2	1.8	3.0	3.0
	La	0.57	0.34	0.53	0.40	0.46	0.17	0.13	0.23	0.25	0.20
	Ce	0.69	0.42	0.51	0.37	0.50	0.16	0.10	0.19	0.20	0.16
	Sm	_	_	_	_	_	_		_	_	-
	Hf	0.037	0.045	- 0.17	- 0.10	0.041	0.043	-	0.064	- 0.070	0.054
	W	0.37	0.15	0.17	0.19	0.22	0.13	0.056	0.076	0.072	0.084
	Ta			0.022	0.12	0.071			0.031		0.031
	Pb	15	6.2	8.6	9.3	9.8	3.0	2.4	3.9	5.9	3.8
	0C1	0.040	0.019	0.011	0.033	0.026	0.024		0.011	0.022	0.019
	0C2	0.80	0.58	0.52	0.57	0.62	0.49	0.36	0.31	0.41	0.39
	0C3	1.4	0.97	0.99	0.61	0.99	1.0	0.64	0.61	0.56	0.70
炭素成分	OC4	0.48	0.34	0.41	0.35	0.40	0.38	0.26	0.28	0.29	0.30
灰系风分 (μg/m³)	OCpyro	1.6	1.2	0.89	0.76	1.1	1.1	0.55	0.56	0.66	0.72
(μg/m)	EC1	2.0	1.2	1.1	1.3	1.4	1.1	0.48	0.61	1.1	0.82
	EC2	0.73	0.79	0.70	0.63	0.71	0.56	0.47	0.62	0.58	0.56
	EC3	0.047	0.059	0.064	0.044	0.054	0.040	0.046	0.076	0.045	0.052
	OC EC	4.3	3.1	2.8	2.3	3.1	3.0	1.8	1.8	1.9	2.1
24-1	EC	1.2	0.78	1.0	1.2	1.0	0.66	0.44	0.75	1.1	0.74

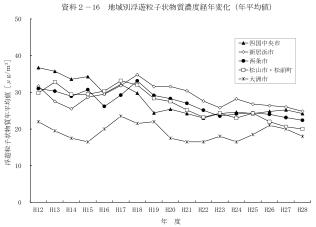
注) 本表には、各地点の季節平均値及び年平均値を示す。

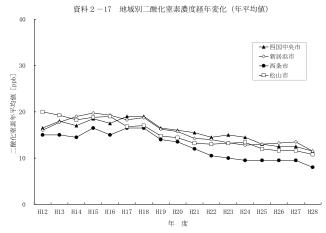
平均値の算出において、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の2分の1の値を用いた。 「一」は当該期間のデータが全て検出下限値未満であったことを示す。

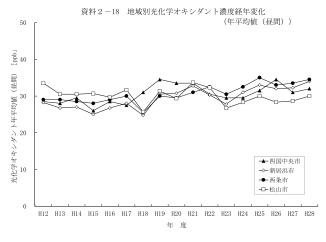
OC:有機炭素、OCpyro:炭素補正値、EC:元素状炭素

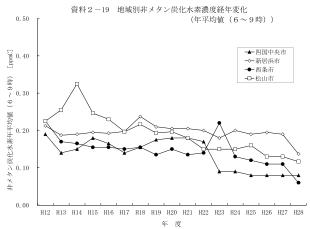












#### 資料 2-20 主要道路近傍一酸化炭素測定結果(平成28年度)

(単位:ppm)

		測定結果				
市町名	道路名	世界 1時間値の 最低値~ 最高値	日平均値			
四国中央市	国道11号線	0.1~1.2	0.4			
新居浜市	国道11号線	0.2~0.9	0.3			
西条市	国道11号線	0.2~0.5	0.3			
砥部町	国道33号線	0.2~0.4	0.3			

# 資料2-21 降下ばいじん測定結果(平成28年度)

(単位: t/km<sup>2</sup>/月)

市名	測定地点	用途地域	測定結果 (年平均値)	
	西新町		1.4	
四国中央市	金生公民館	住	1.3	
	松柏小学校	住	1.3	
今治市	常盤小学校	住	3. 1	
7 10 111	枝掘児童館	住	2.8	

資料2-22 有害大気汚染物質調査結果(平成28年度)

(単位: μg/m³)

			(単位: μ g/m <sup>3</sup> )					
	物質名	新見 <u></u>		<b>表</b>	基準値等			
	ベンゼン	新居浜市 0.87	西条市	<u>宇和島市</u> 0.58	(年平均値) 3			
環境基準	トリクロロエチレン	0, 010	_	0.010	200			
設定項目	テトラクロロエチレン	0.010	_	0.010	200			
	ジクロロメタン	0.32	_	0. 26	150			
	アクリロニトリル	0.046	_	0.0080	2			
	塩化ビニルモノマー	0. 087	_	0.025	10			
	ニッケル化合物	0.0040	0.0051	0.0019	0.025			
	水銀及びその化合物	0.0027	_	0.0021	0.04			
指針値 設定項目	クロロホルム	0.042	=	0.051	18			
	1, 2-ジクロロエタン	0.030	=	0.059	1.6			
	1,3-ブタジエン	0.015		0.030	2.5			
	ヒ素及びその化合物	0.0053	0.0075	0.0013	0.006			
	マンガン及びその化合物	0.017		0.0095	0.14			
	ホルムアルデヒド	4.3		2.4	1			
	アセトアルデヒド	3.8		2. 7	1			
その他	ベリリウム及びその化合物	0.000020		0.000012	1			
優先取組	クロム及びその化合物	0.0023		0.0015	l			
物質	ベンブ[a]ピレン	0.00019		0.00020				
	トルエン	4. 6	_	2.1	_			
	塩化メチル	1.1	_	1.2	_			

資料2-23 大気環境中重金属調査結果(平成28年度)

(単位:ng/m³)

								(単位:ng/mĭ)
調査地点	調査月	ニッケル化 合物	~ · · · · ·	マンガン及 びその化合 物	クロム及び その化合物	ヒ素及びそ の化合物	鉛及びその 化合物	カドミウム 及びその化 合物
四国中央市(上分小学校)	8, 2	4.4~4.7	<0.026∼ 0.034	7.7~16	1.5~2.2	2.3~2.4	12~12	0.29~0.60
新居浜市 (東予こども・女性支援センター)	毎月	0.87~9.3	<0.026~ 0.060	6.6~43	<0.63~5.4	1.5~16	5.6~20	0.24~2.2
西条市 (新居宇摩農業共済組合)	毎月	0.97~9.1	<0.026~ 0.067	11~87	1.2~7.9	1.6~23	5. 2~44	0.33~3.8
西条市(西条市児童公園)	毎月	2.6~8.9	<0.026~ 0.074	12~77	0.90~6.3	1.9~16	6.0~31	0.3~4.0
松山市(県生活保健ビル)	8, 2	2.9~5.4	<0.026	9.8~10	2.1~3.2	1.6	7.0~7.3	0. 24~0. 29
宇和島市(県南予地方局)	毎月	0.72~2.8	0.027~ 0.049	3.7~18	<0.63~2.9	0.24~2.5	1.2~15	0.033~ 0.54

注 調査結果は最小値~最大値。

資料 2-24 愛媛県における近年の光化学スモッグ注意報発令状況

年	月日	発令地域	発令時間	オキシダント 最高濃度 (ppm)
	6月7日	東予市	15:00~20:00	0. 137
	0月7日	川之江市	16:00~19:00	0. 131
平成2年	8月7日	西条市	16:00~18:00	0. 120
	ОЛТЦ	東予市	17:00~18:00	0. 128
	8月26日	新居浜市	15:00~17:00	0. 121
平成5年	8月31日	新居浜市	16:00~19:00	0. 141
平成6年	7日91日	伊予三島市	17:00~18:00	0. 120
十成0平	7月21日	新居浜市	17:00~19:00	0. 121
	6月13日	新居浜市	16:00~17:00	0. 127
平成9年	7月22日	新居浜市	17:00~20:00	0. 134
	7月23日	新居浜市	17:00~20:00	0. 128
平成10年	8月23日	新居浜市	14:00~17:00	0. 137
平成11年	6月6日	伊予三島市	16:00~19:00	0. 128
平成15年	5月23日	松山市	18:00~19:00	0. 121
平成16年	6月4日	松山市	18:00~19:00	0. 121
	5月9日	新居浜市	12:00~19:00	0. 139
		四国中央市	14:00~19:00	0. 135
平成19年		四国中央市	14:00~20:00	0. 129
十八194	5月27日	松山市	15:00~19:00	0. 136
		新居浜市	16:00~20:00	0. 136
	9月12日	新居浜市	18:00~19:00	0. 125
平成20年	5月26日	新居浜市	17:00~19:00	0. 123
	6月25日	新居浜市	17:00~19:00	0. 127
平成21年	8月18日	新居浜市	17:00~18:00	0. 120
	8月19日	新居浜市	16:00~19:00	0. 129
	6月11日	新居浜市	14:00~16:00	0. 120
平成22年	7月8日	新居浜市	16:00~18:00	0. 128
	8月3日	新居浜市	17:00~19:00	0. 129
平成23年 ~28年		注意	報発令なし	

注 オキシダント濃度が0.12ppm以上の場合に、注意報が発令される。

資料2-25 大気汚染防止のための規制の概要

				排出基準	<b>準</b> 等				
13:	<b>壬</b> 籽		汚染防止治	去	県公害防止条例			直罰	
種類		基準	特別排出 基準	基準設定 方式	: 上乗せ   横だし   すそ   総1   のばし		総量規制	適用	
	硫黄酸化物	地域区分毎	有	K値	無	有	有	有	
	柳典酸化物	総量規制	削(指定地	域)	ж.	有	有	有	
ばい煙	ばいじん	全国一律	有	濃度	無	有	無	有	
	有害物質	全国一律	無	濃度	有	有	無	有	
	特定有害物質	未指定			無			無	
特	定物質	事故時規制			無	有	無	無	
	一般粉じん	構造、使	用、管理の基準		無	有	無	無	
粉じん	特定粉じん	全国一律	無	濃度	無			無	
	村比初しん	排出等作業の基準			無			無	
指	定物質	全国一律	無	濃度	無			無	

## 資料2-26 大気汚染防止法による排出基準

### ○硫黄酸化物の排出基準

地域	四国中央市 (一部を除く)	旧新居浜市 旧西条市	旧東予市 旧小松町	旧今治市	旧松山市 松前町	その他
K値	6.0	2. 34	5. 0	14. 5	11.5	17. 5

<sup>(</sup>注) 旧新居浜市及び旧西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

### ○ばいじんの排出基準

施設の種類(ボイラー、加熱炉、乾燥炉等)、使用燃料の種類、施設の規模(排ガス量等の区分)ごとに基準が定められている。

### (例)

施設の種類	規模	排出基準 (g/Nm³)
ボイラー(重油その他	排ガス量が20万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.05
の液体燃料を専焼させ るもの並びにガス及び	排ガス量が4万Nm <sup>3</sup> /h以上20万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.10
液体燃料を混焼させる	排ガス量が1万Nm <sup>3</sup> /h以上4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.25
もの)	排ガス量が 1 万Nm <sup>3</sup> / h 未満	0.30

#### ○窒素酸化物の排出基準

施設の種類(ボイラー、加熱炉、乾燥炉等)、使用燃料の種類、施設の規模(排ガス量等の区分)ごとに基準が定められている。

#### (例)

施設の種類	規模	排出基準 (ppm)
	排ガス量が50万Nm <sup>3</sup> /h以上	130
ボイラー(液体燃料を	排ガス量が1万Nm <sup>3</sup> /h以上50万Nm <sup>3</sup> /h未満	150
燃焼させるもの)	排ガス量が1万Nm <sup>3</sup> /h未満	180
	伝熱面積が10m <sup>2</sup> 未満	260

資料2-27 県条例による上乗せ排出基準

番号	区域	ばい煙 <sup>3</sup> 種 類	ě生施設 規 模	第1項第3	許容限度 (単位度 がする で 上 に 大 に た は た は た は た た れ た た れ た た れ た れ た れ た
1	松山市(北吉田町、大田町、大田町、大田町、大田町、大田町、大田町、大田町、大田町、大田町、大	の製造の用に供する 塩素急速冷却施設 (2)塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 (3)活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するに限る。)の用に限る。)の用に供する反応炉 (4)化学製品の製造の用に供する塩素反応施設及び塩化水素	塩素(塩化水素にあっては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30以上であること。 原料として使用する塩素(塩化水素炉量)	塩素	20
2	松山市(北市では、 田町、大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大丁市では、 大大ののでは、 大大ののでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大生のでは、 大きのでは、	の製造の用に供する 塩素急速冷却施設 (2)塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 (3)活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するに限る。)のに限る。)の用に限する反応炉 (4)化学製品の製造の用に供する塩素反応施設及び塩化水素	塩素(塩化水素にあっては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。 バーナーの燃料の燃料のが重当たり30以上であること。 原料として使用するとして化水素が1時間は、塩素が1時間当たり50kg以上であり50kg以上であ	塩化水素	50

3	新居外の 2461 である 2461 で	に溶ス製こトもに 燐料造石限る石灰る濃(の除 弗す施(く トウしる用機・又造るリの供、又(をる反灰のも縮燐用く 酸る設密。リムてもになりのが原又ム限る 酸複料用)施は造を設質供、製・のがの人が高でなる。 一次の数重の除及肥す 造施蒸め 酸(をる反反が、製し弗用) 酸料でもに過燐に。溶のも 用、留の ナ原使。反が、製し水のは、合とすの設重の除及肥す 造施蒸め 酸(をるる反が、製し水の、燐肥しる用(過用くび料る の設なも 酸(をるる反が、製し水の、質の燐の供燐酸供)解製の に吸施を ト料用)応びラのほする用 肥製鉱にす酸石す、炉造を 供収設除 リとすの施びうのほする用	上一がまる定上 るが以ナカ当る定上 もが以ナカ当る定上 るが以ナカ当る定上 と	/ P / N	8.0
	高松及い石経に限る。)に限る。)の区域	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉(弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるものに限る。)	電流容量が 30kA 以上	弗素、弗化 水素及び弗 化珪素	1.0

資料2-28 ばい煙発生施設市町別届出数

(平成28年度末現在)

				26	34	34	37	0	13	2	15	3	4	3	∞	10	4	6	19	2	0	5	228
		#	業所数	124	72	118	107	9	34	13	34	23	15	23	53	29	15	46	09	6	3	19	1993 418 803 228
1111111				29	89	69	20	0	25	2	21	7	4	5	6	13	17	16	24	3	0	5	418
	:	相	設教	358	284	323	257	11	68	21	77	99	22	39	110	99	36	66	100	17	9	32	1993
$\dagger$			事業所数	6	4	∞	5	2		2	9	2	4	3	6	2	2	4	2	1	0		
[ <u>[</u> ]			<b>-</b>	36	10	16	12	4	0	4	14	4	6	9	20	4	4	6	က	2	0	2	0 4 159 66
出 张	ſ	7	石油脱硫施設				4																4
		5及び6	ステープルファイバーレーョン紡糸施設等																				0
H 表	ŀ	3及び4	アルミ溶解炉等	20		T													П				27
	ŀ	2	パルプ漂白茶解施設	16 2	10	15	∞	4		4	14	4	6	9	20	4	4	6	2	2		2	133 2
╀			ボイラー	56	34	34	37		13	2	2	3	4	3	8	10	4	6	6	2	0	2	8 15
			車業所数								Т										ļ		7 228
			2700	115	89	110	102	4	34	11	28	21	11	20	44	27	13	42	28	8	3	18	737
				59	89	69	50	0	25	2	21	7	4	5	6	13	17	16	24	3	0	5	418
			← #	322	274	307	245	7	68	17	63	52	13	33	06	52	32	06	97	15	9	30	3   40   37   348   309   2   2   1854   418   737   228   133   20   20   318   318   320   3
	ſ																		2				2
		31	ガス機関		L	<b> </b>	L	l			l	ļ		<b></b>	l			L	2	<b></b>	<b></b>	<b></b>	2
	ŀ			25	78	41	45		23		17	3	4	5	∞	12	12	12	18	1		C	309
		30	ディーゼル機関	27	80	22	59	ļ	23		17	9	4	2	8	16	12	12	18	1	ļ 	2	348 3
	ŀ			3	2	2	33		2	2	4				1	1	33	33	4	2			37 3
		29	ガスタービン	3	2	7	3	1	2	2	4				1	3	က	3	4	2	l		40
	Ī	27	硝酸吸収施設		3																		3
	ļ	24	鉛二次溶解炉		5	1																	
			塩化水素吸収施設		1 5	-																	1 6
			塩素反応施設塩化水素反応施設		9																		9 .
H A	ŀ	$\dashv$				6																	
X 例		14	乾燥炉 亜鉛焙焼炉・			6	င					<b></b>											12 9
人気の米沙山	ル政数	13	廃棄物焼却炉	14 3	25 1	4	6	1	6	3	2	1		3	3	3		3	∞	2		က	93 4
	ľ		その他の乾燥炉	1	8	2	9		9	2		3	1	2				7 1					38 1
		Ξ	<b>•</b> 本 本 報 操 序	1	4 8	~	4 (		2 (			3 5							4				27 38
	ŀ	10	直下炉・反応炉骨を取り返り				2																2 2
	ŀ	-	窯業焼成炉	9	1	2																	6
	İ	8002	<b>熬</b>				1																1
	ŀ		触媒再生塔				1																1
	ŀ	7	石油加熱炉		7		16																23
	ŀ	-	金属加熱炉		3 9	3 32	2					1											2 44
	ŀ	-	答案点	1	5 6	16																	6 22
	-	ಣ	<b>在</b> 解於																				0
		2	ガス発生炉			ļ		l			<b></b>	<b></b>		ļ			ļ		ļ	ļ	ļ	ļ	0
	ŀ			28	8	12	2					4					2						99
		1	ボイラー	269	112	171	139	5	47	10	40	38	8	23	78	30	17	65	61	10	9	21	1150
KX.	四番日	N M	大型 中田 中田 名	四国中央市	新居浜市	西条市	今沿市	上島町	東温市	人万高原町	伊予市	松前町	低部町	内子町	大鲨市	八幡浜市	伊方町	西子市	字和島市	鬼北町	松野町	愛南町	合計

事業場数 (平成28年度末現在) 30 19 施設数 貯蔵タンク 6 5 5 乾燥施設の用に供するグラビア印刷 る乾燥施設着の用に供す製造に係る接はく離紙等のほぼを接 15 資料2-29 揮発性有機化合物排出施設市町別届出数 する乾燥施設塗装の用に供  $^{\circ}$ 塗装施設 2 項番号 及び 施設名 四国中央市 人万高原町 新居浜市 八幡浜市 字和島市 市町名 西条市 今治市 東温市 伊予市 伊方町 西予市 鬼北町 松前町 低部町 大洲市 上島町 为子町 松野町 愛南町 仙二

(平成28年度末現在)

田田数
50000000000000000000000000000000000000
発生施設市町別届
~5
-般粉に
<u> </u>
$\dot{\zeta}_1$

			1	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
		事業所数	36	21	51	49	3	18	5	11	16	4	14	24	2	4	21	16	9	2	9	314
<u></u>						,																3
1111			24	19	19	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63
		超 散 数	26	158	431	267	4	309	99	22	32	2	2.2	123	18	8	156	64	32	13	37	99 1918 63 314
		事業所数	24	11	32	31	2	10	3	7	6	2	2	22	4	1	19	2	င	1	4	,
			99	29	250	147	3	169	33	14	24	2	41	74	10	2	73	24	21	2	9	1010
二米河		のこくず 又はチッ プ推積場 500m <sup>2</sup> 以 F	9	5	3									3								17
<b>界公吉</b> 的	施設数	1	_	15	21	13	1	4		4		1	1	14	1		12	3	2			818 117 17 101
		ベルト コンベア か 中の、5m以上 0.75m未離 7		37	216	122		160	31	7	20	1	40	52	6	2	69	18	19		2	818
		推積場 : 年積場 : 2000°以上   中 1.0000°以上   中		2	10	12	2	2	2	3	4			2			2	3		2	1	129 6 58
			1	2	2						П											9
		事業所数	12	10	19	18	1	8	2	4	2	2	6	8	2	3	9	6	က	П	2	129
		Z 1	24	19	19	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63
			41	66	181	120	1	140	32	8	8	3	36	49	8	9	83	40	11	11	31	806
		ふるい 15kW以 F		12	27	14		19	9				1	9			14	3		3	7	112
大気汚染防止法	数	g硅機 g硅機 kW以 F		2	24	13		32	10	1			9	11	1	1	14	2	2	1	9	137
大気汚	施設数				1																	1
1 \		バケット コンベブ 谷量0.03m <sup>3</sup>	! <b></b> )		3	,,,,,,,,,,,,,,,,			,,,,,,,,,,,,,		,,,,,,,,,,,,,,,,				,,,,,,,,,,,,,,				,,,,,,,,,,,,,,,,			3
		イバト コンベア 中0.75m	7 24	2 9	9 14	0		62	2	4	4 1		4	8	3	1	0	19	8	9	16	2 48
			Н	10 52	4 99	02		12	12	,	,		24	28			20	1			1.	14 502
		鉱物土石 堆積場 上,000m <sup>2</sup>	13	28 1	28	23	1	10	4	3	4	3	2	4	4	4	5	11	П	П	2	154 14 502 48 3
区分		局政治	四国中央市	新居浜市	西条市	今治市	一島町	東温市	久カ高原 町	伊予市	松前町	低部町	内子町	大洲市	八幡浜市	伊方町	4	字和島市	鬼北町	松野町	愛南町	1

- 261 -

資料2-31 緊急時発令基準

4			発 令 基	進		解除其準
7	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント	开办本十
前日子報					気象条件等により 判断して、前日か ら汚染が予測され るとき	気象条件等により 一の発令地域内すべての基判断して、前日か 準測定点における濃度が、ら汚染が予測され 左欄に掲げる各区分別の汚るとき
華	<ul><li>(1) 1時間値0.1ppm以上の 汚染が継続するおそれ があると予測したとき</li><li>(2) 0.2ppm以上×1時間</li></ul>			0.4ppm以上	注意報発令基準に 汚染するおそれが あると予測したと き	注意報発令基準に グ、がつ、対象案件がらみ 汚染するおそれが れがなくなったと認められ あると予測したと るときとする。
注意報	0.2ppm以上×3時間 0.3ppm以上×2時間 48時間平均値≥0.15ppm	2.0mg/m³以上×2時間	30ppm以上 0.5ppm以上	O. Sppm以上	0.12ppm以上	
幸	<ul><li>(A) 注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合</li><li>(B) 0.5ppm以上×2時間</li><li>0.7ppm以上×1時間</li></ul>	注意報発令後1時間 経過した時点で当該 注意報未解除の場合	40ppm以上 0.7ppm以上	0.7ppm以上	0.24ppm以上	
重 大 緊急報	0.5ppm以上×3時間 0.7ppm以上×2時間	3.0mg/m³以上×3時間	50ppm以上 1.0ppm以上	1.0ppm以上	0.4ppm以上	
	1. 緊急時発令にあたっては、各地域別基上記基準値に達した段階で発令する。 考慮して判断する。	各地域別 <sub>基</sub> で発令する。	の測定値を終 この場合には	8合して判断 t、近傍測定	するものであるが、 点の測定値、発生シル	<ul><li> は準測定点の測定値を総合して判断するものであるが、原則として1測定点の値がただし、この場合には、近傍測定点の測定値、発生源の分布状況、気象状況等を</li></ul>
	<ul><li>2. 緊急時の発令及び解除は、原則として</li><li>3. オキシダントにかかる前日予報につい</li><li>4. 硫黄酸化物にかかる予報については、</li></ul>	原則として  予報につい  ついては、	本要綱第3条の地域の区分ごとに行うては、原則として前日の17時までにğ日没後の発令は行わないものとする。	区分ごとに行 1の17時まで ないものとす	r本要綱第3条の地域の区分ごとに行うものとする。 いては、原則として前日の17時までに発令するものとする。 日没後の発令は行わないものとする。	°° ×

資料2-32 緊急時の措置

<b>₹</b>	発生源	に対する措置	
発令 区分	硫黄酸化物の減少措置	窒素酸化物の減少措置 (光化学スモッグ)	一般に対する措置(周知)
前日番		協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。なお、減少措置は午前7時より行うものとする。	
予報	協力対象工場に対して、 通常排出量の20%削減目 途の協力要請。	協力対象工場に対して、通常の 20%操短目途、又はこれと同程 度の減少措置について協力要 請。	の広がり、持続の可能性等に ついて、一般に周知し注意を 喚起する。
注意報	<ol> <li>協力対象工場に対して、通常排出量の50%削減目途の協力要請。</li> <li>上記以外のばい煙を</li> </ol>	1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。 2. 自動車の運行、ガソリン給	地域の広がり、持続の可 能性等について、一般に 周知し注意を喚起する。
	排出する者に対して は、硫黄酸化物排出 にかかる自主制限協 力要請。	油等についての自主制限協力要請。 3. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、燃焼行為の自主制限協力要請。 4. 炭化水素揮発防止について協力要請。	時は、洗眼、うがい等を 行うとともに、もよりの 保健所、又は市役所に連 絡する。 3. ゼンソク、呼吸器疾患、 特異体質等の者は、外出 しないようにする。
警報	1. 別表第2の(A)の場合協力対象工場(大口ばい煙排出者)に対して、通常排出量の50%削減勧告  2. 別表第2の(B)の場合協力対象工場に対して、通常排出量の80%削減目途の協力要請  3. その他については注意報時と同じ。	同上	<ol> <li>学校・幼稚園、保育所等においては、状況に応じて、なるでする。</li> <li>一般にあるでする。</li> <li>一般にあるでする。</li> <li>一般によってもべくをいいといるでする。</li> <li>動植物に異常を認めた者は、地方局、家畜保健衛生所又は市役所に連絡する。</li> <li>状況に応じて屋外燃焼を中止する。</li> </ol>
重 大緊急時	<ol> <li>協力対象工場に対して、排出許容量の80%削減命令(法第23条第2項、条例第26条)</li> <li>その他については注意報時と同じ。</li> </ol>	1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短命令(法第23条第2項、条例第26条) 2. 公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置要請(法第23条第2項) 3. その他については注意報時と同じ。	